

第8節 適格機関投資家等特例業務届出者等

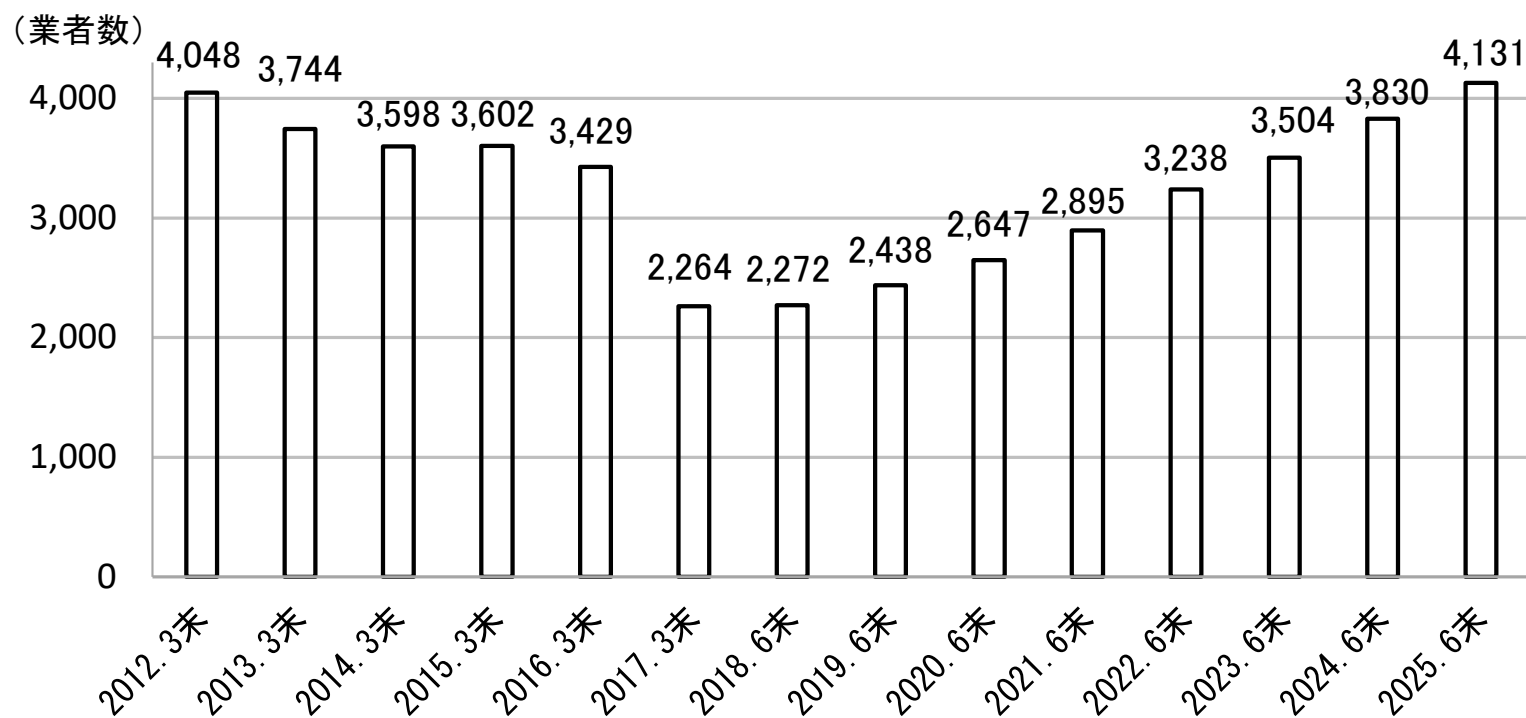
適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者 49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

2025 年 6 月末現在、これらの届出業者は 4,131 者（業務廃止命令発出先 609 者を除く）である。（資料 1 参照）

(資料1)

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注) 2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。